

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

(【住宅用】標準計算法)

(第一面)

年 月 日

一般財団法人熊本建築審査センター 様

申請者氏名

申請又は通知に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 省エネ適合判定通知書又は活用した制度の評価書等	
<input type="checkbox"/> 省エネ適合判定年月日・番号	年 月 日 第 — — — — — 号
<input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価年月日・番号 ^{※1}	年 月 日 第 — — — — — 号
<input type="checkbox"/> 長期使用構造等確認年月日・番号	年 月 日 第 — — — — — 号
(3) 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能を低下させる変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。） <input type="checkbox"/> 変更設計住宅性能評価書等（変更長期認定書、変更長期確認書を含む） ^{※2}	
(4) 標準計算法と仕様基準を併用していて、仕様基準の軽微な変更がある場合	
<input type="checkbox"/> こちらにチェックし、別途【住宅用】仕様基準の軽微な変更説明書を添付してください。	
(5) 備考	
*受付欄	
*特記事項	

*印は、記入しないでください

(注意) ※1 共同住宅で複数戸が対象の場合は代表番号を記載してください

※2 変更設計住宅性能評価書等を活用したもの

（省エネ基準に係る変更を含むものに限る。）

(注意)

1. 申請者氏名には、建築主又は建築主等より委任を受けた代理者を記入してください。
2. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の 第三面の別紙として添付してください。
3. (2)で省エネ適合判定を選択した場合
 - 3-1 (3)で、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。
 - 3-2 (3)でCにチェックした場合、軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。なお、当財団で軽微変更該当証明書の交付を受けた場合、図書等の提出を省略することができます。
4. (2)で省エネ適合判定以外を選択した場合
 - 4-1 (3)で、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。
 - 4-2 (3)でCにチェックした場合、変更設計住宅性能評価書等又はその写し及びその申請に要した図書を添付してください。なお、当財団で変更設計住宅性能評価書等の交付を受けた場合、図書等の提出を省略することができます。
 - 4-3 (3)で変更設計住宅性能評価書等にチェックした場合、変更設計住宅性能評価書等又はその写し及びその申請に要した図書を添付してください。なお、当財団で変更設計住宅性能評価書等の交付を受けた場合、図書等の提出を省略することができます。
5. 建設住宅性能評価の申請を行っている場合

(3)で、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更申告書又はその写し及びその申請に要した図書（省エネ基準の変更に係るものに限る）を添付してください。
6. これ以外に建築基準関係規定についての軽微な変更が生じた場合には、別途「軽微な変更説明書」を提出してください。
7. 共同住宅等の申請で複数の住戸に異なる変更内容がある場合

該当する面（二面または三面）を複製した上で、必要事項を記入し、添付してください。
8. 標準計算と仕様基準を併用している場合

(4)にチェックをし、別途【住宅用】仕様基準の軽微な変更説明書（建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（【住宅用】仕様基準））に必要事項を記入し、添付してください。

【A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更】

変更内容は、□チェックに該当する事項となる

次の①から④に該当する変更

- ① 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）又は開口部面積が増加しない変更
- ② 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ③ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ④ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

上記□チェックについて具体的な変更及びその対象等の記載欄

添付図書等

(注意)

- ・ 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。
- ・ 共同住宅等の申請で複数の住戸に異なる変更内容がある場合は、該当する面（二面または三面）を複製した上で、必要事項を記入し、添付してください。

【B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更】

変更前のB E I = () \leq 0.90

変更内容は、①または②に該当する変更となる。

 ① 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減

 ② 外皮に係る変更外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率 U_A 、冷房期の平均日射熱取得率 η_{Ac} が、基準値の0.9倍以下の場合で、以下のいずれかの変更（同時に二以上の変更を行う場合を除く。）・ 変更前の U_A 値 = () \leq () $\times 0.9$ 、変更前の η_{Ac} 値 = () \leq () $\times 0.9$ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮熱性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材を無くす変更 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 基礎断熱の基礎形状等の変更

上記□チェックについて具体的な変更及びその対象等の記載欄

添付図書等

(注意)

- ・ 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。
- ・ 共同住宅等の申請で複数の住戸に異なる変更内容がある場合は、該当する面（二面または三面）を複製した上で、必要事項を記入し、添付してください。